

感化施設における「家庭」的処遇

齋藤 薫

一 はじめに

わが国の教護を特徴づける要素のひとつに「家庭」的な処遇がある。一般に教護院では、広い敷地に幾棟もの一軒家が建ちならび、各棟には十数人の児童が夫婦の職員と寢食をともにする形態がとられてきた。これを夫婦小舎制と呼び、教護院の「家庭」的処遇は夫婦小舎制によって具体化されてきたといえる。

第二次世界大戦後、教護院は原則として国公立に限られるようになったが、⁽¹⁾教護という特殊な職務に適した夫婦の公務員を得ることは容易でないし、「三六五〇二四時間勤務」ともいわれる夫婦小舎制の現場の状況は、公務員の勤務体系の枠内におさまるものでもない。また、性別役割分担を前提とした夫婦小舎制のあり様は、男女平等の公務員の原則にそぐわない。これらの諸要因が絡み合つて、今日、夫婦小舎制から他の形態へ移行する教護院があとをたたず、「家庭」的処遇の新たな方法論が模索されている。その一方で、教護院入所児童の多くが家庭的な問題を抱えている事実⁽²⁾に照らして、今後さらに従来型の「家庭」的処遇の意義が強まるという関係者の声も少なくない。

こうした状況のなかで、教護における夫婦小舎制の存続をめぐる議論は、賛否両方の陣営ともに盛んである。しかし、「家庭」的処遇の理念が教護の特質であるのはなぜなのか、という根本的な問いかけはこれまでに十分なされてこなかった。なぜ虐待児童⁽³⁾の処遇は「家庭」的でなければならぬのか。「家庭」的処遇自体を吟味することが、夫婦小舎制という方法論を問いなおす以前に求められる基礎作業ではなからうか。

小論の目的は、教護の前身の感化教育がわが国に紹介された時代にたちかえって、感化施設における「家庭」的処遇の本旨を歴史に問うことである。

なお教護は、概ね、わが国で二〇世紀初頭にはじまる感化教育からの連続のうえにある。ただし法規の改正に伴って、感化法（一九〇〇年）下の感化院における感化教育、少年教護法（一九三三年）下の少年教護院における少年教護、児童福祉法（一九四七年）下の教護院における教護と呼び方を変えてきた。本稿では、現在に関する記述では教護と教護院、感化法制定前後の事業確立期に関する記述では感化教育と感化院と表記する。

二 施設の「親代わり」性

今日の教護につながるわが国の感化教育の輪郭は、留岡幸助（一八六四―一九三四）の「家庭学校」（一八九九）によって与えられたといつてよい。ことに、のちに夫婦小舎制とよばれる独特の「家庭」的処遇は、家庭学校の試みが全国の感化院に広まり、定着したものである。

留岡が家庭学校の原型を学んだのが、一八九〇年代半ばに訪れたアメリカ東北部の感化施設―ウエストボロー、ランカストル、ローチェスター、グレンミル―の各施設―であつたことは、すでに明らかになっている⁽⁴⁾。したがって、ここではこれらのアメリカの感化施設で「家庭」的処遇がとられるようになった経緯からたどることとしよう。

In loco parentis の理念と虞犯児童の施設収容

一八二〇年代以降、アメリカ東北部で感化施設の設立が相次いだ。これらは、虞犯の未成年者を不定期に収容して教育する、まったく新しいタイプの児童保護施設であった。⁽⁶⁾

感化施設に収容された児童の入所事由は、浮浪・怠惰・強情・嘘言・家出といった虞犯がほとんどである。⁽⁷⁾そこで、刑罰対象でない未成年者の身柄を不定期に拘束するには、然るべき論拠が求められる。ここで用いられたのが、in loco parentis (親に代わって=parens patriae) という、いわゆる国親思想を支える法理であった。⁽⁸⁾

In loco parentis は、もともと一六世紀のイギリス大法官裁判所において、後見人の不当な行為から未成年の被後見人(の財産)を保護するために主張された「国父としての国王」の権限を意味する言葉である。それが、一九世紀半ばのアメリカで、施設が親に代わって虞犯児童を矯正・保護することを正当化する論拠として突然に使われ、一挙に普及した。それでは、なぜ in loco parentis というキーフレーズが、虞犯児童保護の領域に転用されたのだろうか。

その要因のひとつに、虞犯の児童に比較的通して家庭的な問題がみとめられたことがある。たとえば一八二〇年頃のニューヨーク市では、毎年百人から二百人の七歳から十四歳の児童が刑事法廷に出廷したが、うち何人かは浮浪児で、のこりのほとんどは親に放任・遺棄された児童であった。⁽⁹⁾ また感化施設の入所児童は実両親のいる者が少なく、全米初の女子感化施設であるランカスターを例にとっても、収容児童のうち、実両親のいるもの一〇・六%、実母のみのもの一三・六%、実父のみのもの一九・七%で、実親継親含めて親のいないものが五六・一%にのぼった。⁽¹⁰⁾ こうした現実を前に、「家庭的に恵まれない」ことが非行の原因と考えられるようになり、さらに、「家庭的に恵まれない」児童に対しては国家が「親に代わる」べきであるという積極的な児童保護の思想が生まれた。⁽¹¹⁾

家庭の不遇に着目した非行原因論の背景として、当時のアメリカ東北部に顕著であった家庭重視の思潮について付言しておく必要があるだろう。もともとアメリカでは、家庭はよきクリスチャンを養育する最良の環境として注目されていたが、急速な産業化と都市化の進展、移民の流入がもたらした社会変動のなかで、家族は「無情な世界における天国」とし

てその存在価値を向上させ、道徳的に荒んだ心を癒す「自然の感化院」⁽¹²⁾と評された。このように家庭を感化力あふれる機能体とみる社会において、in loco parentis の論理の転用は、時代の要請にかなった妙策だったのである。

擬似家族としての施設

社会的な実を得た in loco parentis は、「親の資格のない」親の口封じのためだけでなく、実際に施設が親代わりをはたすという意味を備えるようになった。言いかえれば、in loco parentis は単なる法理をこえた具体的な指導理念として処遇を方向づけ、家族方式 (family style) とよばれる感化教育独特の方法論に収斂したのである。

家族方式の実際を、留岡が遊学中に訪れ、のちに「家庭学校」の原型とした前記の四感化施設をもとにみてみよう。

ローチェスターでは、広大な敷地に配された一軒家 (cottage) 毎に夫婦の職員を核とした「家族」が構成された。ウエストボローでも基本は同様であるが、一「家族」は児童三十人までと規定があり、「家族」全員が職員とともに同じ食卓を囲んだ。「家族の代替」⁽¹⁵⁾の理念にそって、ここでは普通の家族と同じ生活が多なる感化をもたらすと期待された。ただし、ここでの「家族」は児童集団を意味し、職員を親とし児童を子とする関係性は必ずしも明確でなく、全收容児童が「家族」に属するわけでもなかったようである。「家族舎から群居に戻す」という罰則もあり、群居制 (congregate system) で安定した児童が「家族」に進級したものと思われる。これらに対して女子感化施設ランカストルは、全米初の本格的な家族方式の施設として知られる。⁽¹⁷⁾ランカストルでは、各コテージごとにメツロン (Matron) とよばれる女性の職員が配置された。⁽¹⁸⁾このメツロンのもとで收容児童は家事一般を身につけ、住み込みの家事手伝いとして就職するのが一般的であった。母親の下におかれた姉妹のような生活であったといわれるように、児童は年令や非行の種類・程度によつては分離されず、年長者は年少者の模範となり、年少者の存在は年長者のやさしさを引き出すのに役立ったという。⁽¹⁹⁾

しかしアメリカ場合、経費の都合から、ランカストルのような本格的な家族方式施設でさえ「家族」の構成人数は三十人程度と、家族にしては大きすぎた。この点について、留岡は以下のように批判の目を向けている。

「私が亜米利加でみた感化院は「ファミリー・システム」と言ひますが、家族制度になつて居らぬ：一番良い所でも一軒家を作りまして三十人置いて居る：然しそれは所謂ゆる算盤の問題であつて教育の問題ではないと思ひます」⁽²⁰⁾

留岡自身は、家庭学校で「本校ハ家族制度ニ由リテ生徒ヲ家庭的愛情ノ内ニ薰陶スルモノトス」(家庭学校概則第五条)と謳い、十数人の児童と夫婦の職員(家族長と家母)からなる「家族舎」を整えた。「寢食を共にし、着物も縫うて着せると云ふ風にして、本当の親のやうには出来ませぬが、親に代わりて教育してやる積であります」⁽²¹⁾という留岡の言葉のとおり、そこでは家母の料理したものをもろつて食べ、家母の縫つた着物を着て、家族長から学習指導や職業指導を受けるといった生活が営まれた。これが日本の感化院の原型である。

このように、感化院の「家庭」的処遇は、虞犯を理由に親子を引き離す刃であつた in loco parentis の考え方が現場の職員を喚起して人間味あるれる手厚い処遇を生み出し、それがさらに日本で高められたことに始まる。そして「家庭」的処遇は、家庭学校以後の感化院にあまねく継受され、その改革が論点となる今日まで事業の支柱であり続けている。虞犯児童のための施設が「家庭」的であることは、どのような意味をもつのだろうか。次はこの点を検討してみよう。

三 「家庭」的であることの意味

感化施設ができてから、多くの虞犯児童が実際に独立自営の域に達して社会に巣立っていった。⁽²²⁾反社会的行動のあつた児童が、社会の一員として成長するのに、「家庭」的処遇が一定の効果をあげたことは議論の余地がない。ここでは「家庭」的処遇の意味を、三つの側面から分析してみることとする。

女性による癒しの効果

まず着目したいのは、アメリカの感化施設が「家庭」的であることを体现する存在としてメツロンをおき、それをうけ

て日本の感化院も家庭学校の家母^{メソ}をはじめとして女性職員をおいたことである。⁽²³⁾したがって、女性職員に読み込まれた意味を探ることで、「家庭」的処遇にこめられた期待の一端が明らかになろう。

アメリカの感化施設設立の推進力となったのは、裕福で「アメリカの良識」にあふれ、熱心なプロテスタントであったアングロサクソン達であった。彼らが宗教上の意味合いから家庭を重視したことは先に述べたが、とりわけ女性は「家庭の聖職者⁽²⁴⁾」と呼ばれた。この理由としては、家庭における女性の役割が神に近いと認識されたのに加え、⁽²⁵⁾産業化の進展とともに男女の職業分化が明確となり、母親が家に不在がちな父親の分まで、日々の祈りや物語や歌を通じて子供に神の存在を教える役割を担うようになったという現実的な教育機能上の問題がある。当時の文献をひもとくと、「家族は母親の力の及ぶ空間」であり、⁽²⁶⁾「真の婦人は傷ついた指を手当てするだけでなく、傷ついた心も手当てすることができ⁽²⁷⁾」という言説が見られる。荒んだ心を癒すのに相応しい家族という機能体の、中でも感化力にあふれた女性に、感化教育現場ではたらきが期待されたのは、アメリカ東北部の社会においては当然のなりゆきであった。⁽²⁸⁾

内発性の涵養

感化施設のいまひとつの特異点として開放処遇がある。これは、「親代わり」の職員の愛⁽²⁹⁾に託された神の愛⁽²⁹⁾が児童の逃亡を防ぐという考えのもとに、原則として建物に柵や鍵などの監禁設備をつけない方法であり、「愛は高い壁にまさる」のスローガンとともに、わが国でも家庭学校以降、今日の教護院まで継承されている。

しかし現実には、「愛は高い壁にまさる」の理想主義とは裏腹に逃げた児童はあつたし、日本の施設でも感化院の昔から教護院の今日まで児童の逃亡は頭の痛い問題となっている。それでいて、なぜ、開放処遇をとり続けるのか。あるいは、逃げない児童もいるのはなぜなのか。このことが、「家庭」的処遇の意味を考える二つ目の鍵である。⁽³⁰⁾

例えばランカストルで、収容児童たちは行動規範を「メツロンが喜ぶかどうか」におくことが求められたように、「家庭」的な処遇にあつては、児童と職員による擬似家族が形成され、規範にそつたふるまいを主体的に行なうよう促された。つ

まり「家庭」的な環境において職員との良好な人間関係を形成し得た児童は、子が親の価値観を自ずから引き受けるように、職員の示す規範に内発的に従うというのである。

アメリカの感化施設の場合、「事業の力はクリスチャニティーである」⁽³¹⁾といわれるように、公立であつてもキリスト教が精神的支柱であつたことは否定のしようがない。このことはアメリカでの見聞をもとに日本で感化教育を試みようとしていた留岡にとつて大きな障害となつた。

一九世紀末の日本には、プロテスタントだけでおよそ二万八千人の日本人信徒がいたが、キリスト教は「尚ほ西洋臭きものある」⁽³³⁾という批判を免れなかつた。これは、ひとつには、日本のキリスト教が明治維新が招いた空洞化を埋めるものとして維新以前の支配者層に支持されたために、「知的な性格」が顕著となつたことがあげられる。⁽³⁴⁾留岡の見方によれば、西洋臭ゆえにキリスト教は日本の精神風土になじみにくく、そうなるキリスト教思想に裏打ちされた感化教育が日本で受容される見込みは薄い。キリスト教に代わる事業の精神基盤を求めていた留岡の目に触れたのが、「理想と実際の最も良く調和させて居る」⁽³⁵⁾二宮尊徳（一七八七—一八五六）の報徳思想であつた。⁽³⁶⁾

留岡がキリスト教精神の読みかえとして着眼した報徳思想は、勤勉、儉約、自己責任等の自律的精神に加えて、擬似親子の関係を活かすことで各人の内発性を育む、まさに感化教育と相通ずる理念をもつものであつた。石田雄は、報徳会などの半官半民団体が「現象としては「家族国家」を下から支える自発性を発酵させる醸造所ともなつた」⁽³⁷⁾点をあげながら、報徳思想に自発性の養成という教育的機能をみている。報徳思想が集団内に擬制的親子関係を巧みに取り込み、この関係が具体的に「より自発性をもつた服従を求めうること」⁽³⁸⁾につながるというのが、石田の整理であるが、これによれば、収容児童を擬似家庭集団のなかに取り込む感化施設の方法論は報徳思想によく馴染む。

ここで、個人の内発性というものがアメリカと日本においては異質なのではないかという批判があろう。この点については、まず、感化教育の基盤としてのキリスト教を報徳思想に読み替えた留岡が、スマイルスの「自助論」に代表される欧米の自立の思想と報徳思想を同一視しているということを指摘したうえで、日本における「自助論」理解に関する前田

愛の論を紹介したい。前田によれば、「自助論」の基底にある「個人の内発性を尊重する清教徒的な道德観」と「内閉的な道德律」——当然ながら、責任主体は個人である——は、科学的実証主義や経済的合理性への理解に欠け、いわば農民的な思想形式をもつわが国では、受容されきらなかったという。言い換えれば、節制によって立志を貫く点に報徳思想と「自助論」の共通性を見出させても、その禁欲性が、神との対話を背景とする個人の内発性によるものか、親や「家」との繋がりに生ずる——儒教的な——外発性によるものか、という越えがたい差異が両者の間にあることについては、留岡に限らず、一般に問題にされなかったというのである⁽³⁹⁾。

次世代の家庭形成の雛型の提示

以上の二つの側面から、感化施設で人間味あふれた処遇が不可欠とされた理由は明らかであるが、これだけでは児童と夫婦の職員が擬似家庭を形成する必要性は説明されない。この点については、留岡の次のような発言が興味深い。

「本校卒業後は、彼等をして社会の實際に結び付けるやうに尽力して居るのであるが、夫れ計りでは未だ感化事業が徹底したとは云はれない。今一步進んで嫁を取つたり、婿にやつたりして、和樂の家庭を造らせるやうに致さねばならぬ⁽⁴⁰⁾」つまり、対象者の「独立自営」の完成をはかるのに、婚姻は、ある普遍性をもった基準と考えられた。「不良少年にしても出獄人にしても、これらの事業の最後の目的を達しようとするには、第一に妻を迎へさせて一家を持たせるのである。妻が出来る⁽⁴¹⁾と家が出来る。一家を成せばやがて子供が出来る。是に於てか慈善事業の範圍内に来るやうな人間も全く改善するに至るのである」と留岡は説明している。

これに関して遠藤興一は、「家を持たせる」とは、新たな「家庭」形成を意味し、そのことは逆に充実な改善は家族形成によつてこそ達成され、「妻を持つこともできずに、家庭を造れないといふものは決して幸福の状態に立ち至ることは出来ぬ」という判断と評価を伴つた。つまり、家庭学校の「家庭」は、やがて収容児童の一人ひとりが形成すべき「家庭」の雛型でなければならない。ここに留岡の負つた課題の重さがある⁽⁴²⁾。と論じる。また、多摩少年院初代院長の太田秀穂(一

八七五・一九五〇）も、一九三〇（昭和五）年に家庭学校社名淵分校を訪れた際に、院児に向かい「良い女を一生の女房に持つことを考へる」よう諭したという。⁽⁴³⁾ 家庭形成の課題を個別化してみせた太田の発言を手がかりとすると、感化院の夫婦小舎制は児童に夫婦のモデルを提示し、ことに女性職員は良好な予後を支える「良い女房」像を担ったと考えられる。

さて、留岡が「家庭」的感化教育を広めた当時のわが国では、「個人の私生活の否認」⁽⁴⁴⁾の一面をもつ「家」制度が推進されていた。しかし感化教育の「家庭」的要素は、これまでにみてきた通り、児童の成長と生活の充実を保障することが主眼であり、「家」制度を補強する意図は明らかでない。加えて、in loco parentis の理念はむしろ「家」の紐帯を否定する面をもち、さらに、アメリカの施設をモデルとした以上、キリスト教主義施設でなくともクリスチャン・ホームのイメージが払拭されきらなかった。これら諸要因のために、日本の感化施設の家庭の像は、必ずしも「家」制度に直結したとはいえない。ただし、「家」制度推進の時代にあつて、留岡の感化教育が「家庭」的であることを方法論の主軸に据えたことは、感化教育が日本の国家的事業として定着する段階で、本意に違えて「家」制度の枠内に絡めとられる内的契機となつたことは否めない。そのことによって生じたひずみについては、稿を改めて論じたい。

四 むすびにかえて

以上の考察から明らかになつたのは、次の二点である。

第一に、感化施設の「家庭」的処遇は、感化教育の論拠である in loco parentis の二つの解釈を仲立ちとして、虞犯の児童の収容処遇ということと表裏一体の関係にあることが明らかになった。国（施設）による親代わりという、のちの児童保護・福祉の原則が掲げられるなかで、親に代わる国（施設）が、可能なかぎり良好な家庭的に場を提供すると考えられたのである。

第二に、「家庭」的な処遇がもつ意味を整理した。まず感化施設では、人間味あふれる職員の対処によって児童の荒んだ

心を癒し、児童と職員との擬似親子関係を含む良好な人間関係のうえに個人の内発性を育むことが期待されていた。さらに児童と夫婦職員の擬似家庭をもって密度の濃い「家庭」的な施設運営を行なったわが国の感化院では、上記の事柄に加えて、児童に次世代の家庭形成の雛型を提示するはたらきが認められた。

このように、感化施設の処遇が「家庭」的であることについての歴史的な概観が得られたところで、児童保護が、次世代の「家庭」形成への方向づけをする点において、未来にもおよび家族介入であることを指摘しておきたい。アメリカの感化施設の場合は、既存の社会秩序を乱す存在として州政府より厄介視された貧困移民の子供を親から引き離して、アメリカナイズをする側面が顕著であったが、日本においても本質は変わりなく、為政者の目に望ましい「家庭」像が感化院で児童に提示された。このような間接的な家族介入は、家族のあり様が多様化する傾向にある今日においては、その意味を問いなおす必要がある。その問いの延長線上に今日の夫婦小舎制の改革問題への新たな論点が提示されることは言うまでもない。しかしまた、高齡受刑者に若年時からの累犯者の割合が高く、彼らの多くが家庭をもった経験がないという事実を前にすると、家族の多様化という風潮に鑑みて、既に虞犯という問題を抱えた児童に対する積極的な方向づけを謙抑することはかえって厳酷ではなからうかという危惧がのこる。歴史的考察がふまえた今日の問題の検討は、次の課題である。

註

(1) 裁判所の審判を経ずに児童を不定期に拘束し得る教護事業を民間が担うのは望ましくないというGHQの意向による。ただし、留岡幸助が開設した「家庭学校」ほか一施設は、民間教護院として今日にいたっている。

(2) 例えば、新田健一「再び教護の時代か」全国教護院協議会『非行問題』一九三三号、一九八七年、六二三頁がある。

(3) 「将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする虞れがある」ことを意味する。法規上にあらわれたのは、旧少年法（大正十一年法律第四二号）四条の「刑罰法令ニ触ルル行為ヲ為ス虞アル少年」の文言であるが、虞犯を国家による児

表 1 19 世紀アメリカ東北部感化施設と留岡幸助の家庭学校

施設名 (州)	設立 (年)	定員 (人)	現員(1857)			平均 年齢 (歳)	平均 在所 (月)	改善率 (%)
			男 (人)	女 (人)	計 (人)			
グレンミル感化院 (Penn)	1826	432	181	63	244	—	12	67
ローチェスター感化院 (NY)	1846	375	330	—	330	—	24	75
ウエストボロー感化院 (Mass)	1847	550	545	—	545	12.8	21	50
ランカストル感化院 (Mass)	1855	90	—	76	76	12	9	—
家庭学校 (*)	1899	110	86	—	86	—	—	69

本表は、Henry Barnard, LL. D., Papers on Prebentibe, Correctional and Reformation Institute and Agents in Diferent Countries. F.C. Brownell, Hartford, 1857, p. 354, 「全国感化院年報」感化教育会『感化教育』12 号, 1928 年, 77—86 頁等を参照に齋藤薫が作成した。：(*)家庭学校のデータは、1928 年現在

童保護の事由とする発想は、感化法案起案に先立つ感化保護事業要項（内務省警保局長、一八九七年）の「感化院に入るべき不良少年」の項「動もすれば犯罪に陥る危険ある者」にすでにみられる。

(4) これらの施設の名称は、Reform School, House of Refuge, Industrial School と様々であるが、その区別は「本質的な特質とは考えられない」（T. J. Chilton, Juvenile Reformatories of the United States. *The Federal Courts and the Delinquent Child*. Government Printing Office, Washington 1992, p 223）とされ、同一施設が別名称で呼ばれることすらある。そこで、ここでは通例にしたがって所在地名で施設を表記する。なお日本語表記法は留岡幸助にしたがった。各施設の概要については、表 1 の通り。

(5) 拙稿「留岡幸助のみたアメリカ」わが国感化教育の源泉——お茶の水女子大学「人間文化研究年報」一八号、一九九四年、六七—七三頁

(6) 感化施設の収容は不定期であった。これは、当時のアメリカの代表的な監獄改良家ブロックウェーの不定期刑の主張と同趣旨である。安定すれば寄宿舎から家族舎へ移すなど一種の累進処遇を行う場合も、収容期間は「いい子になるまで」（E. C. Wines, *Report on the Prison and Reformatories of the United States and Canada*. Van Benthusen & Sons' Steam

Printing House, 1867, p. 413) とされた。

(7) 一八二五年のボストン感化院に関する法はすでに「同院の入所要件として、ちうつき、放浪、不良など虞犯を規定してゐる」：1825 Chapter 182 An Act Concerning Juvenile Offenders in the City of Boston

グベルミルの入所は「市民は評議員へ、市民以外は評議員・裁判官・市長等への出願による。感化達成までの約一年間、親の経済的負担はない。ウェストボローでは、入所は主として裁判所からの送致によつた」：Glen Mills, *The House of Refuge, its design, Arrangement, discipline and general regulation*. Glen Mills, n. d., p. 4

(8) Ex parte Crouse, 4 Wharton 9 (Pa. 1838)

(9) J. M. Howes, *Children in Urban Society. Juvenile Delinquency in Nineteen-Century America*. Oxford University Press. N. Y., 1971, p. 28

(10) B. M. Brenzel, The Girls at Lancaster : A Social Portrait of the First Reform School for Girls in North America, 1856 to 1905., Harvard University, ED. D. 1978, p. 221

(11) 「家庭的に恵まれなう」児童への同情に根ざす児童保護の気運は「少年裁判所を設立させた児童救済運動 (the Child Saving Movement) へつたがへ」。

(12) B. M. Brenzel, Lancaster Industrial School for Girls : A Portrait of a 19th-Century Reform School for Girls. *Feminist Studies*. vol. 3, no. 2, 1975, p. 40

(13) R. M. Mennel, Introduction. R. Bremner (ed.) *Children in Confinement*, Arno Press, 1974, p. 42

(14) J. Allen, *Westboro State Reform School Reminiscences*. Lockwood, Brooks and Company, 1877, p. p. 72-73, Bremner (ed.) op. cit.,

(15) Brenzel, op. cit., p. 40

(16) Allen, op. cit., p. 10

(17) Howes, op. cit., p. 85, しかしブレンツェルによれば「一八六五年までには「家庭的処遇の色彩がうすれ、懲戒や監禁に頼る面が増した」といふ。矯正理念の変化と予想以上に年長者の入所が多かったことが理由とされる」：B. M. Brenzel,

Domestication as Reform A Study of the Socialization of Wayward Girls, 1856-1905, *Harvard Educational Review* vol. 50 no. 2, 1980, p. 205

(18) 家庭学校では、家族舎の族長の妻を家母^{ペルニ}とした。

(19) Brenzel, op. cit., p. p. 201-202

(20) 留岡幸助「感化教育」『社会』三巻六号、一九〇一年六月、二五二六頁

(21) 留岡、前掲

(22) 独立自営という感化教育の目的概念については、拙稿「留岡幸助における「独立自営」の思想と実践―わが国の感化教育理念の形成―」平成七年度お茶の水女子大学大学院博士課程学位論文、を参照されたい。

(23) メッロンの職制は施設によって違いがある。留岡が訪問した当時のウェストボローのメッロンは院長の妻であった。またランカスターでは、家族舎^イとに配属された女性職員をメッロンとした[°]：Westboro Reform School, *Fifteen Annual Report of the Trustees of the State Primary and Reform Schools, with the Annual Report of the Resident Officers, for the Year Ending Sept. 30, 1893*, 1894, p. 96, Brenzel, op. cit., p. p. 201-202, B. M. Brenzel, Lancaster Industrial School for Girls ; A Portrait of a 19th-Century Reform School for Girls. *Feminist Studies*. vol. 3, no. 2, 1975, p. 41

(24) Brenzel, op. cit., p. 24

この資料は、内藤和美氏から提供を受けた。記して感謝いたします。

(25) Catharine Beecher, Harriet Beecher Stowe, *Principles of Domestic Science*. N. Y., J. B. Ford & Co., 1870, p. 19

(26) William Bigler, *Address delivered at the New White Department of the House of Refuge*. T. K. and P. G. Collings, Printers, Philadelphia, 1854, p. 17

(27) *Report of the Reformatory Section National Conference of Charities and Corrections*. Washington D. C., 1901, p. 138

(28) さらにアメリカに特有の事情として、感化施設における「家庭」的処遇の試みは、女権拡張論からも説明されなければならない。児童救済運動とよばれる中流のクリスチャン家庭の女性たちの活動が感化施設の設立を推進したことはよく知られている。児童救済は「主婦業を地域社会でも生かしたいと望む女性にとって、恥ずかしくない仕事」(A. M. プラント、

藤本哲也・河合清子『児童救済運動』中央大学出版部、一九八九年、七二頁）であり、感化施設設立計画は「有益な専門職への途を拓くものである」（フラット前掲、七六頁）として彼女たち児童救済家（Child Savers）に歓迎されたという。

- (29) 留岡幸助『家庭学校』警醒社、一九〇一年、五〇・五二頁・児童問題史研究会編『日本児童問題文献集1』（復刻版）日本図書センター、一九八三年、所収

- (30) B. M. Brenzel, *Daughters of the State. The MIT Press*, 1983, p. 46, グレンミルでも、女子用のコテージにはメツロンと補助メツロンがおかれたが、男子用のコテージには男性職員のみが配置された。

- (31) *The House of Refuge, its design, Arrangement, discipline and general regulation*. n. p., n. d., p. 2

信仰に厚く良識的で裕福な市民が評議員として感化施設の運営を担い、施設の宗教性は、大概敷地の中心に位置する礼拝堂に象徴された。ワインズも「感化監獄のほとんどもは不遇な青少年に対する真のクリスチャンの同情に立つもの」(Wines, op. cit., p. 696) であるという。: B. M. Brenzel, *Domestication as Reform: A Study of the Socialization of wayward Girls*, 1856-1905, *Harvard Educational Review* vol. 50, no. 2, p. 202,

- (32) ICU アジア文化研究所編『アジアにおける基督教比較年表』創文社、一九八三年

- (33) 留岡幸助『二宮尊徳と其風化』警醒社、一九〇七年、三頁

- (34) 松沢弘陽『キリスト教と知識人』『岩波講座日本の歴史一六近代三』一九七六年、二八二頁

- (35) 留岡幸助『報徳一夕話』警醒社、一九〇八年、二頁

- (36) 留岡が報徳思想研究に取り組んだ動機の一つは、キリスト教精神の日本への定着の可能性を探ることであった。したがって先行研究にみられる、留岡の思想が「キリスト教信仰に基づくものか、報徳思想によるものか」(遠藤興一「報徳思想と留岡幸助」『基督教社会福祉学研究』一三三号、日本基督教社会福祉学会、一九八〇年、五三頁) という二者択一的な問いや、クリスチャン留岡の報徳への接近を「変節」と位置付ける解釈(土井洋一「家庭学校研究ノート―巣鴨家庭学校を中心に」『社会事業史研究』二二号、社会事業史研究会、一九七四年、六四頁) は実態にそぐわない面がある。なお留岡が報徳思想に深く傾倒したのが内務省嘱託の職務を契機としてであることは既に定見となっている。これについては、守屋茂「留岡幸助と報徳思想」『キリスト教社会問題研究』二八号、同志社大学人文科学研究所、一九八〇年、田中和男「地方改良」

と留岡幸助―その思想と行動をめぐって』『キリスト教社会問題研究』二八号、一九八〇年

(37) 石田雄『明治政治思想研究』未来社、一九五四年、一八一頁

(38) 石田、前掲、一八〇頁

(39) 前田愛は、自助論の翻訳者中村正直も例外ではないとみる。…前田愛「明治立身出世主義の系譜―『西国立志編』から『帰省』まで」『文学』三三巻四号、岩波書店、一九六五年四月、一六一―一九頁、一三四頁

(40) 留岡「家庭学校の回顧十四年」『人道』九二号、一九一二年二月一五日、一三頁

(41) 留岡「地上の天国と積極的慈善事業」『留岡幸助君古稀記念集』二〇九頁

(42) 遠藤興一「慈善事業における「家」の問題」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』六四号、明治学院社会学会、一九八三年、一六頁

(43) 「太田秀穂先生」『人道』二九三号、一九三〇年三月一五日、二六頁

(44) 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店、一九五七年、六二―六三頁

(45) 佐々木満「高齢受刑者の処遇上の諸問題」『変動期の刑事政策（下）』成文堂、一九九五年、八三〇―八三三頁

本小論は、拙稿「留岡幸助における「独立自営」の思想と実践―わが国の感化教育理念の形成―」（平成七年度お茶の水女子大学大学院博士課程学位論文）の一部をもとに、大幅な加筆を行なったものである。

（お茶の水女子大学大学院・児童保護史）